

◎新潟県告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中尾水込線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字木浦字中尾 19033 番 3 から 同市大字木浦字岸ノ下21396番子まで	新	8.2～17.7メートル	83.0メートル
	旧	(A)5.4～17.4メートル	83.0メートル
		(B)5.0～17.8メートル	89.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。